

議案第六十九号

港区立学校施設等使用条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十五年九月十九日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立学校施設等使用条例の一部を改正する条例

港区立学校施設等使用条例（平成二年港区条例第七号）の一部を次のように改正する。

別表（一）中「一、二〇〇円」を「一、四〇〇円」に、「二、〇〇〇円」を「二、四〇〇円」に、「二、五〇〇円」を「三、〇〇〇円」に、「三〇〇円」を「四〇〇円」に、「四〇〇円」を「五〇〇円」に、「七〇〇円」を「八〇〇円」に、「八〇〇円」を「一、〇〇〇円」に改め、同表（二）中「三〇〇円」を「四〇〇円」に、「一三、〇〇〇円」を「一五、六〇〇円」に改める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の港区立学校施設等使用条例別表の規定は、平成二十六年四月一日以後の使用分について適用し、同日前の使用分については、なお従前の例による。

(説明)

学校施設等の使用料を改定するため、本案を提出いたします。